

## 受水槽・高置水槽の清掃について

拝啓 毎々格別のご高配に預かり厚く御礼申し上げます。  
さて、私たちが生活していく上で、「飲用水」は欠かすことができないものです。そこで、国において、水道法の適用を受けない「**小規模受水槽水道**」(受水槽の有効容量が10立方メートル以下の施設)については衛生対策の充実を図るため「飲用井戸等衛生対策要領」が策定されています。衛生的で安全な飲用水を確保するため、1年に1回定期的な水槽の掃除の実施をおすすめしています。

昨年も弊社にて清掃を実施したオーナー様が多数おられ、既に内容につきましてご周知のことと思われませんが、この度もご案内申し上げます。

尚、弊社では、今年度も引き続き「**水槽の清掃**」の注文を承っております。(清掃前・清掃後の写真、公益法人による水質検査結果書を添付致します)

受水槽・高置水槽の大きさにより、清掃費用も変わります。

見積もりをさせていただきますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

敬具